

令和6年度第2回 世田谷区入札監視委員会 議事概要

開催日時：令和6年10月21日（月）午後3時00分～午後5時00分

場 所：世田谷区役所第二庁舎5階 2・5・2会議室

出席委員：中川委員、三浦委員、竹内委員

事務局：財務部経理課、教育政策・生涯学習部教育総務課

【会議次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 令和5年度契約締結状況等について
 - (2) 令和5年度指名停止について
- 3 議事
 - (1) 抽出契約案件の審議について
 - (2) 世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について
 - (3) 委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について
- 4 その他
- 5 閉会

【会議概要】

- 1 主な報告事項
 - (1) 令和5年度契約締結状況等について
 - ①令和5年度工事請負契約締結状況・・・311件（別紙1参照）
一般競争入札（254件）、指名競争入札（12件）、随意契約（45件）
 - ②令和5年度委託等契約締結状況・・・2,721件（別紙2参照）
希望制指名競争入札（1,040件）、指名競争入札（12件）、
希望制見積合せ（68件）、見積合せ（9件）、随意契約（1,592件）
 - ③令和5年度低入札価格調査の実施状況について（別紙3参照）
令和5年度は4件が低入札価格調査の対象となり、調査の結果、4者全て落札決定となったことを報告した。
 - (2) 令和5年度指名停止について（別紙4参照）
令和5年度指名停止措置・・・16件
- 2 議事
 - (1) 抽出契約案件の審議について
各委員が抽出した下記9案件について審議した。

審議対象案件

①世田谷区立駒留中学校校舎棟他改修工事（R5耐震）

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・工事成績評点が低い理由は何か。 ・この工事には設備工事も含まれていたようだが、それについては大きな問題はなかったのか。 ・区として下請会社に対する指導はどこまで可能なのか。 ・成績評点が50点を下回る場合はどのような状況が考えられるか。	・発注内容と異なる工事を監督員へ説明をせずに進め、区からの指摘により発覚した。手直し工事についても、学校へ事前に工事時期の説明をせずに行ったため。 ・下請である設備会社の運転する車が門を一部破損、また校舎内通路のたたき部分を破損させてしまう事故があった。 ・事前に相談があれば必ず工法等の指示をしているが、今回は現地の状況が施工図どおりでないということもあった。 ・品質が著しく劣っている場合や安全性が担保されていない場合が考えられる。

②路面改良工事（暫分解消）【南烏山五丁目19番から粕谷四丁目20番先】

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・総合評価方式での入札であり、落札者と次点応札者との間で、価格点以外の点数に10点の差があった。これは何の項目で差がついたのか。	・工事成績や地域経済振興の項目で特に差が出ている。

③物件補償調査算定業務委託＜補助第49号線Ⅱ期（瀬田1丁目周辺）ほか＞（単価契約）

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・発注要件は、東京都に本社もしくは支社があることなのか。世田谷区内に限定してはいないのか。 ・変動型最低制限価格制度を適用した入札であるが、最終的に失格にはならなかったのか。	・過去に世田谷区において同業務の契約実績がある事業者を指名しているが、世田谷区内の事業者に限定した発注ではない。 ・変動型最低制限価格制度は応札のあった額から最低制限価格を計算して、その額を下回っていれば失格となるが、この入札ではそこまで差がついていないため失格にはなっていない。一番安い入札が落札となっている。

④世田谷区立世田谷文化生活情報センター空気調和設備改修工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・本案件は指名競争入札であり、対象業者である11者を指名しているが、その中	・主な辞退理由としては技術者の配置や作業員の確保が困難であること、また、別

で実際の応札があったのは1者のみで他は辞退や不参となっている。これについては、工事の難易度等の要因があるのか。 ・入札した1者が予定価格100%で落札しているが、これはたまたまか。 ・発注格付において共同格付と独自格付の2種類あるが、この違いは何か。	案件の入札に参加したい等があった。工事の難易度は特段突出する点はなく、大部分を占める配管工事に附随する照明工事や天井の建築工事等の作業員の確保が難しかったということを推測している。 ・指摘のとおりである。 ・東京電子自治体共同運営という都内の市区町村で共同運営している電子入札のシステム内において、共同で審査しているのが共同格付、市区町村が独自で格付をする場合は独自格付となる。世田谷区では独自で格付をしていないため、すべての案件が共同格付となっている。
---	---

⑤世田谷区立八幡山小学校クラス増に伴う内部改修電気設備工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・一般競争入札で不調となり、不調随契を結んだ案件であるが、随契相手方の交渉の際、最低制限価格未満で応札した業者とは交渉しない等ルールがあるのか。 ・結果的に随契の相手方となったのは、不参の者であるが、当該事業者に決定した経緯は何か。	・最低制限価格制度は契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ案件ごとに定めた価格を下回る価格で入札した者は落札者とししないという制度である。制度の趣旨を鑑みて、交渉相手方とはしないこととしている。 ・不調随契の交渉順序としては、まず辞退業者、その次に不参業者としている。今回の場合、辞退業者は不調随契に応じることができなかったため、交渉を進めた結果、最終的に当該事業者と不調随契が成立した。

⑥世田谷区職員住宅及び借上職員住宅の維持管理業務委託（概算契約）

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・本案件はプロポーザル方式で事業者を選定しているが、選定時の応募はどのくらいあったのか。 ・その前の契約もプロポーザル方式で行っているのか。 ・前回の相手方はどこか。 ・今回の契約はプロポーザルで契約期間を設定したうえで募集をかけ、選定された	・2者の応募があった。 ・前回はプロポーザル方式ではなく、特命随意契約で契約をしている。 ・世田谷サービス公社である。 ・その通りである。

相手方と数年契約し、また再度プロポーザルで選定していくという繰り返しになるのか。 ・この特命随契理由書の書き方では、過去の契約があるため契約できると解釈できてしまう。記載の仕方を考えるべきではないか。	・プロポーザル方式の場合、複数年度の業務を対象に選定したうえで、条件として履行状況が良好であれば継続して契約できると明示して進めている。そのことをよりの確に表現できるよう工夫していく。
--	---

⑦世田谷区立上祖師谷中学校内部大規模改修電気設備工事（第3期）

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・本案件は、令和5年度工事の中で工事成績評点が最も低くなっているが、なぜ低いのか。また、結果としてきちんと工事は履行できたのか。 ・既存利用する予定のものを誤って廃棄したということは、契約金額よりも費用は多少かかっているということか。 ・本案件の落札者は世田谷区の工事はよく行うのか。業種としては電気設備関係になるのか。	・現場代理人兼監理技術者が、資材の手配や人手の手配、関係者との調整等を適切に行わず、現場管理がしっかりできていなかったということが一番の要因である。また、既存機器を流用すべきインターホンを誤って廃棄してしまった、機器仕様の把握不足により換気扇の配線を誤ってしまった等の不備があり、さらにそれについて監督員への報告を怠っていたことが成績評点の低さの要因である。最終的な工事の履行に関しては、会社として複数名追加で現場に配置したことで、その後は問題なく履行完了した。 ・その通りである。ただし、今回の場合施工者が誤ってしまったため、その分は負担してもらった。 ・頻繁にはではないが、電気設備業者として世田谷区の工事を施工している。

⑧世田谷区船橋七丁目、奥沢五丁目付近管路耐震化工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・応札者2者のうち、落札者ではない会社は世田谷区内の会社なのか。 ・区内事業者は管路耐震化工事を得意としていない等の傾向があるのか。	・世田谷区内の会社ではない。今回参加した3者は全て世田谷区外の会社である。 ・管路耐震化工事は特殊な工事となっており、工事を施工するにあたり許可を持っていることが必要となっているなど、一般的な下水道工事とは異なっている。そ

	のため、通常であれば区内事業者限定で発注するところ、初めの段階から区外事業者も参加できるような形で発注をかけている。
--	--

⑨令和5年度世田谷区公式ホームページリニューアル業務委託

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・本案件は非常に短い納期で契約金額も高く、プロポーザル方式で選定しているが、プロポーザルでは何者の応募があったのか。 ・金額をみると委託内容についてもかなりのボリュームだと推察されるがいかがか。 ・リニューアル後の運用はうまくいっているのか。 ・次期ホームページ更新を行う場合、今回プロポーザルで選定された業者との随意契約となるのか。 ・次期更新の際は大幅変更しなければ随意契約にした場合も、費用は安くなる見込みか。	・4者応募があった。 ・今回の委託では、トップページだけでなくホームページ全体を作り直すため、構築から全て委託内容に含まれている。 ・9月2日にリニューアルを行い、区民の方から意見をいただくこともあるが、結果としてはうまく運用できていると考える。 ・可能性はゼロではないが、またプロポーザル方式にて選定することも視野に入れており、その時代時代に応じた区民ニーズに合わせ対応していきたい。 ・可能性としては考えられる。ただし、ホームページ等は移り変わりが激しいところがあり、区民ニーズも踏まえ、次期更新の際には改めて方向性を定めていく必要があると考えている。

審議結果

審議対象案件について様々な質問や意見等が出されたが、個別の案件や入札契約手続きに関して、特に区に対し具申すべき点、又は改善すべき点はなかった。

(2) 世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について (別紙5 参照)

令和4年度からの試行実施について、入札結果や入札参加事業者へのアンケート結果による検証結果を報告し、審議した。

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」について加点対象を緩和し、加点となった事業者は一定数いるとあるが、実際にはそこまで増えていないのか。	・2点満点のところ平均0.02点であり、そこまで大きく増えていない。ただし、従前はゼロだったことを考えると、多少増えたという点は進歩である。

(3) 委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について (別紙 6 参照)

令和 5 年度からの実施状況について、入札結果による検証結果を報告し、審議した。

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
・変動型最低制限価格の対象は令和 6 年度に増やしたのか。 ・令和 7 年度は、対象業種を増やすのではなく、継続して実施するということか。 ・変動型最低制限価格制度には、測量業務は対象となっていないのか。 ・令和 5 年度に比べ、最低制限価格未満の入札はそこまで減っていないのか。 ・この制度により履行の質が高まっているかの評価はできるか。	・対象業務については令和 5 年度の変動型最低制限価格制度の導入時に拡大し、令和 6 年度については変更していない。 ・その通りである。 ・測量業務や設計業務は、変動型最低制限価格ではなく、国の制度に準拠した一定の算定式に基づく最低制限価格を設定している。 ・その通りである。この制度の趣旨は入札の中でダンピングと捉えられるものを落札者とし不在することにあるため、現在の最低制限価格未満の割合をみると一定程度機能していると推測している。ただし、この割合に著しい上昇がみられた場合は、計算式の修正等を検討する必要があると考える。 ・委託契約の履行評価についてはいくつかの業種で実施しているが、履行評価制度とこの制度をどう結びつけるかは課題の一つとして認識している。まずは、大きなトラブルがないことが重要で、ここ数年で低価格受注により大きなトラブルが生じた案件はなかったという状況である。

3 その他

報告事項および議事全体を通して、その他に意見等はなかった。